

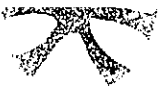
国官総第105号  
平成22年7月8日

本省局長等 殿  
地方局長等 殿

大臣官房長  
(公印省略)

全国戦没者追悼式の実施について

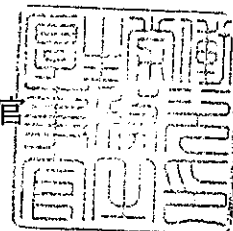
標記について、平成22年7月6日付厚生労働省発社援0706第1号をもって厚生労働事務次官から別紙のとおり通知がありましたので、その趣旨の徹底を図り、貴所属職員及び関係機関・団体等へ周知願います。



厚生労働省発社援 0706 第1号  
平成 22 年 7 月 6 日

国土交通事務次官 殿

厚生労働事務次官



### 全国戦没者追悼式の実施について

標記については、昭和57年4月13日の閣議決定「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に基づき、先の大戦における全戦没者に対し国を挙げて追悼の誠を捧げるとともに平和を祈念するため、来る8月15日に政府主催により実施することといたしております。

つきましては、昨年同様この式典の趣旨を十分理解いただき、この式典が全国民の心からなる協力により国を挙げての行事となりますよう、その趣旨の普及、それぞれの職場における行事参加等について、特段の御配意をいただきたくお願い申し上げます。

なお、式典当日、それぞれの場所において、正午には1分間の黙とうが行われますよう、また、当日は貴管下各機関に半旗が掲揚されますようお願いいたします。

## 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について

〔 昭和 5 7 年 4 月 1 3 日  
閣 議 決 定 〕

### 1. 趣旨

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を設ける。

### 2 期日

毎年8月15日とする。

### 3 行事

政府は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、昭和38年以降毎年実施している全国戦没者追悼式を別紙のとおり引き続き実施する。

---

### 別紙

#### 全国戦没者追悼式の実施について

- 1 全国戦没者追悼式は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、毎年8月15日、日本武道館において実施する。
- 2 本式典における戦没者の範囲及び式典の形式は、昭和56年の式典と同様とする。
- 3 本式典には、全国から遺族代表を国費により参列させる。
- 4 式典当日は、官衙等国立の施設には半旗を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとるよう勧奨するとともに、本式典中の一定時刻において、全国民が一斉に黙とうするよう勧奨する。

## 全国戦没者追悼式次第（案）

午前 1 1 時 4 5 分までに		参列者が式場に参集し、所定の位置につく。
午前 1 1 時 5 1 分		開式。
次	に	天皇皇后両陛下が御臨場になる。
次	に	一同国歌を斉唱する。
次	に	内閣総理大臣が式辞を述べる。
次	に	天皇皇后両陛下が所定の位置にお立ちになる。
次	に(正午)	一同黙とうを行う。
次	に	天皇陛下がおことばを述べられる。
次	に	衆議院議長が追悼の辞を述べる。
次	に	参議院議長が追悼の辞を述べる。
次	に	最高裁判所長官が追悼の辞を述べる。
次	に	遺族代表が追悼の辞を述べる。
次	に	天皇皇后両陛下が御退場になる。
次	に	内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、その他の来賓、遺族代表 53 名ならびに厚生労働大臣が花を献ずる。
次	に	閉式。参列者が退出する。